

告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、塩尻市と協議のうえ、別紙のとおり規約を変更し、塩尻市から受託している事務の一部を変更したので、同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する第 252 条の 2 第 2 項の規定により、告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

(木曾広域連合長署名・印)

塩尻市と木曾広域連合の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

塩尻市と木曾広域連合の事務委託に関する規約（平成 17 年木曾広域連合告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 6 号を同条第 4 号とする。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 奨学資金の貸付に関する事務については、平成 19 年度に原資と貸付金の清算を行い、償還事務を塩尻市へ引継ぐものとする。